

協会けんぽ みやざき

協会けんぽから

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた医療機関や医療費について掲載した「医療費のお知らせ」を年1回お送りしています。

対象期間

(掲載している診療期間)

主に令和5年9月から
令和6年8月まで

送付時期

令和7年1月中旬から
下旬にかけて
順次事業所様へ送付

〒160-0004
新宿区四谷1-6-1
YOTSUYA TOWER 6階
〇〇株式会社

健康 太郎 様
(事業所送付) (元照コード + 送付) → (記号の英字化 + 番号)

★退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、
保険証を使用することができません。速やかに
事業主に返却してください。
なお、任意継続被保険者の場合は、直接、協会けんぽ
に返却してください。

全国健康保険協会〇〇支部
〒160-0004
新宿区四谷1-6-1
YOTSUYA TOWER 6階
TEL: 03-6500-0000

医療費のお知らせ

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様は、健康保険に対する
関心を高めていただくことを目的とし、定期的に医療費のお知らせを
発行しています。

本医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細と
して使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、
税務署へお問い合わせください。なお、本お知らせの右下に、R4.1
～R4.9までの医療費を記載していますので、医療費控除にご活用
ください。なお、R4.10～R4.12については、医療機関等からの
領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して提出
してください。

診療を受けた方	診療 年月	診療 区分	日 数	医 療 機 関 名 等	医療費の 総額(円)	保険料控除 の額(円)	国庫からの 給付額(円)	加算の 額(円)	整理番号	
健康 太郎 様	04	1	外来	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492		1,068	030410000000002

Q 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があります。

A 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている
場合、レセプトの内容を審査中の場合等については記載されていない場合があります。

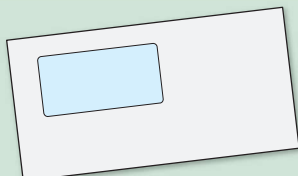
その他、よくある質問や医療費のお知らせの見方などの詳細を
ホームページに載せております。



ご担当者様へのお願い

「医療費のお知らせ」は被保険者様個人ごとの封書を事業所へまとめてお送りいたします。お手元に届きましたら**未開封のまま**従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は同封の返信用封筒にてご返送ください。



マイナンバーカードを
お持ちの方は、
マイナポータルでも
ご自身の医療費を
閲覧できます



確認方法はこちら

被扶養者状況リストのご提出はお済みですか？

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、協会けんぽでは、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認(被扶養者資格の再確認)を毎年度実施しています。

ご提出がお済みでない事業所様へ

今年度は令和6年11月29日(金)が提出期限となっております。まだご提出がお済みでない事業所様は、準備ができ次第、ご提出をお願いします。

なお、ご提出を確認できない事業所様へは後日お電話または文書にて改めてご案内をさせていただきます予定です。

既にご提出いただいている場合は、行き違いですので予めご了承ください。

ご提出いただいた事業所様、加入者様
今年度も、お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。



健康保険証の回収・返却は速やかに

R7.12.1までは返却が必要です

保険証を
使用できるのは
退職日までです

加入者様への お願い

保険証を使用できるのは**退職日**までです。
ご家族(被扶養者)の分も忘れずお勤め先にご返却ください。

保険証を使用できるのは

- 75歳を迎える場合…誕生日の前日まで
- 扶養から外れる場合…扶養から外れる日の前日まで

事業所様への お願い

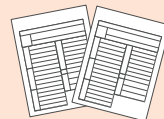
資格喪失届等に回収した保険証を添えて、管轄の年金事務所へ
ご提出下さい。

STEP1 保険証を回収



STEP2 管轄の年金事務所へ提出

被保険者資格喪失届
被扶養者(異動)届



+

保険証



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務(給付、保険証、任意継続など)

案内③保健(健診、特定保健指導など)

案内④レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内⑤企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)